

論壇

税理士事務所についてその考察

1 税理士事務所を巡って

近年、政府が進める「働き方改革」が、大企業のみならず多くの企業・事業者の取り組むべき経営課題とされつつある。

その趣旨は、現在、そして今後起こる労働力不足をいかに解消するかということと、そのため、

- ①働き手を増やす
②出生率の上昇
③労働生産性の向上
という3項目が挙げられている。

①は、これまで労働市場に参加していなかった女性や高齢者の参加を促すというもので、②は将来の働き手を増やすため子育てのしやすい環境を整備することで、出生率の改善を図るというものである。

2 制度見直しの動向

一方、日本税理士会連合会（以下、「日税連」という。）では、かねてから税理士法の見直しを行いその改正を検討してきている。

2019年4月17日には、日税連制度部が作成した「次期税理士法改正に関する答申（以下、「日税連答申」という。）」が公表され、税理士会会員からの意見募集が行われるなどして、所管官庁との検討会も重ねられており、まもなく

また、③については、長時間労働（残業）の解消や職場における様々なハラスメントの防止などがその中身である。

税理士事務所の場合、税理士、事務所職員が、高齢になっても勤務を続けられる環境、女性税理士や女性職員が妊娠中や出産後も勤務を継続しやすい環境、及び労働生産性の向上が図られることなどが、働き方改革の趣旨に沿った在るべき姿と考えられる。

この動きを加速させたのが、今般の新型コロナウイルス感染症対策の観点から、税理士事務所に対する、いわゆるテレワークの実施についての社会的要請である。

また、「日税連答申」の中で、税理士事務所については、「ICT化社会における税理士事務所のあり方」として次のように取り上げられている。

①ICT化社会においても税理士事務所設置義務は必要である。
②2か所事務所禁止規定も維持する。

3 事務所改革と税理士法

税理士事務所が、いわゆるテレワークを進める上では、税理士事務所に関する税理士法の解釈上疑義があったからである。

テレワークを行う税理士事務所以外の自宅などが税理士事務所とされ、いわゆる2か所事務所禁止規定に抵触するのではないかという問題である。

税理士法には、税理士は税理士事務所を設けなくてはならない（40条1項）ということ、かつ、それを2か所以上設けてはならない（40条3項）ということを規定しているのみで、その対象となる税理士事務所については、何ら規定がない。

実務上は、税理士事務所の本通達に定められた、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状態の指針を設けるべきとされていた。

これを受けて、2020年4月には日税連の業務対策部から「税理士の業務とテレワーク（在宅勤務）」新型コロナウイルス感染症防止対応版（以下、「テレワーク指針」という。）が示されている。

4 税理士法上の疑義と日税連の解釈

改めて日税連の「テレワーク指針」を見ると、①開業税理士、②社員税理士、③使用人等、④所属税理士が行う直接受任業務及び⑤所属税理士が行う補助者としての業務という、全部で5つのFAQの形で整理されている。

その中では、税理士法は税理士業務を税理士事務所以外の場所で行うことについて制限していないという観点から、税理士が自宅等において税理士業務を遂行することは問題ないと説明されている。

また、2か所事務所の禁止規定に関しても、臨時的に仕事を自宅に持ち帰って税理士業務を行ったり、自宅で来客の税務相談に応じることは、自宅が外部に対する表示の有無等の客観的な事実により税理士事務所と判断される状態、例えば自宅の表札等に税理士事務所と記載してあったり、看板を掲げている等が

なければ、法規違反の問題は生じないとして、基本通達との整合性が図られている。

社員税理士、所属税理士についても開業税理士の場合と同様、臨時的に仕事を自宅に持ち帰って税理士業務を行うこと、自宅で来客の税務相談に応じることなどがあっても、それをもって法規違反の問題は生じない」と結論している。

問題は、税理士ではない事務所職員について、自宅等では税理士による監督が困難であることから、一定の制御が担保されていること及び、クライアントの資料等を持ち出す場合の、守秘義務を遵守できる保管場所等の確保が求められるとしている。

このような日税連の「テレワーク指針」の考え方は、喫緊の課題克服のための現実的な実施要領として評価すべきものといえる。

しかしながら、ICT化社会においては、税理士事務所について税理士業務を行う設備を備えた空間と捉え、税理士業務は税理士事務所で継続的に行われるも



山本 高志 【新宿】

6 2か所事務所の禁止規定の見直し

税理士事務所を1人1事務所に限定する2か所事務所禁止規定の趣旨は、①法律関係を明確にする上で便宜であること、②個人の監督能力を超えて業務の範囲を拡大することを事務所面の面から規制することにあるといわれている。

これも、税理士事務所は継続的に税理士業務を執行する場所という従来からの解釈を前提に、そこを1か所に限定することで、その規制の趣旨の達成を意図したものだ、今日的には期待するほどの効果は乏しいものといえる。

また、所属税理士制度の創設もあり、税理士の監督

能力を事務所の数から判定することも合理的ではない。

むしろ経済の広域化と顧客のニーズに応えるためには、2か所事務所禁止規定を見直し、既に税理士法人においては認められている支店の設置を、開業税理士についても認めるということも、これからの税理士事務所の在り方として検討するだけの価値はある。

開業税理士が支店を設ける場合、所属税理士一名以上の常駐を義務付けるならば、税理士会も期待する所属税理士が開業税理士に向かうためのステップとしての機能も見込まれる。

そこで、税理士事務所を設置を義務付けている税理士法の趣旨に立ち返ると、委嘱者である納税者に対する責任を明確にして、税理士の信頼を担保するということがあり、税理士事務所の税理士業務の拠点としての機能は必要なことだが、税理士業務の執行空間として

その物理的な設備の有無などを要件とすることは、あまり意味を持たない。

それらの概念を削ぎ落とすと、税理士事務所の登録と指導監督を行う税理士会への所属こそが、税理士事務所を設置する目的と考えられる。

7 結びにかえて

以上のように、働き方改革、新型コロナウイルス感染症対策などの社会的要請に加え、ICT化の進展により、税理士事務所との在り方は変化せざるを得ないところまで来ている。

他方、税理士法における税理士事務所定義は明文化されていないばかりか、基本通達の規定も実態との乖離が認められる。

税理士事務所について規定する税理士法の趣旨が、所期の目的を十分に果たしているのか、また、その求める趣旨に合理性が認められるのか、見直すことも有用である。

税理士事務所は、税理士の登録制度のみならず、その業務形態、さらには資格制度の信頼性の維持など、いわば税理士制度の根幹に係る事項であり、ICT化の進展やテレワークの推進などの社会的要請を踏まえ、時代に則したその在るべき姿が求められる。